

## 教員免許状の取り方

### I 教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は、以下のとおりである。

- 1 小学校教諭(1種又は2種)普通免許状
- 2 幼稚園教諭(1種又は2種)普通免許状
- 3 中学校教諭(1種又は2種)普通免許状

(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)

- 4 高等学校教諭(1種)普通免許状

(国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、工業、家庭、英語、情報)

- 5 特別支援学校教諭(1種又は2種)(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)普通免許状

### II 教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法第5条、第5条の2別表第1(下表)に示す教員免許状の種類に応じて、所定の単位を修得するとともに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。

### III 教員免許状を申請する方法

教員免許状を申請する方法として、大学が事務を代行して行う「一括申請」(卒業時)と各人が直接申請する「個人申請」(卒業後)がある。

本学で定められた単位を修得した学生については、佐賀県教育委員会に教員免許状の「一括申請」を行うが、一括申請できなかった場合でも教育職員免許法により定められている単位数を修得することにより、教員免許状を取得できることがあるので、申請を希望する都道府県教育委員会へ問い合わせること。

教育職員免許法 別表第1(第5条、第5条の2関係)

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 教員 免許状の種類		基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する 科目	教職に関する 科目	教科又は教職に 関する科目	特別支援教育 に関する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高 等 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特 別 支 援 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
幼 稚 園 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		

IV 教員免許状取得のために、本学部で修得すべき授業科目の履修方法について  
なお、教育実習の履修に当たっては、「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

#### 1. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
科目				
国語 (書写を含む)	小学国語 小学書写	① ①	1 ] 2	○は必修科目
社会	小学社会	②	2	
算数	数学概説	②	2	
理科	理科講義及び実験	②	2	
生活	生活科概説	②	2	
音楽	小学声楽 小学ピアノ	① ①	1 ] 2	⑥
図画工作	小学図画 小学工作	① ①	1 ] 2	
家庭	小学家庭I 小学家庭II	① ①	1 ] 2	
体育	小学体育I 小学体育II	① ①	1 ] 2	
必要単位数		18	6	

## 2. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	②	②	○は必修科目
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	②	②	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育思想史	2※		
	教育心理学	②		
	現代教育論	②	②	
教育課程及び指導法に関する科目	初等国語科教育法 I	①	1 ]	2種における教育法の取り方 各教科のうち6以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上。 ただし、音楽、図画工作、体育の教科の教育法のうちいずれか1教科、2単位以上を含むこと。
	初等国語科教育法 II	①	1 ]	
	初等社会科教育法 I	①	1 ]	
	初等社会科教育法 II	①	1 ]	
	算数科教育法 I	①	1 ]	
	算数科教育法 II	①	1 ]	
	初等理科教育法 I	①	1 ]	
	初等理科教育法 II	1 ]	①	
	初等理科教育法 III	1 ]	①	
	生活科教育法	②		
	初等音楽科教育法 I	①	1 ]	
	初等音楽科教育法 II	①	1 ]	
	図工科教育法 I	①	1 ]	
	図工科教育法 II	①	1 ]	
	体育科教育法 I	①	1 ]	
	体育科教育法 II	①	1 ]	
	初等家庭科教育法 I	①	1 ]	
	初等家庭科教育法 II	①	1 ]	
	初等道徳教育の理論と方法	②		
	初等特別活動の理論と方法	②		
	初等授業実践論	②		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング	②	②	生徒指導を含む。
	教育臨床心理学	②	②	進路指導を含む。
教育実習(事前・事後指導を含む。)	小学校教育実習	⑤	⑤	
教職実践演習	教職実践演習	②	②	
合計		43	35	

3. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考
		1種	2種	
教科又は教職に関する科目	教育実践フィールド演習Ⅰ	②	②	○は、小学校教育実習(5単位)の履修のための必修要件となっている。
	教育実践フィールド演習Ⅱ	①	①	「教科に関する科目」で1種については8単位を超えて修得した単位数、2種については4単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」で1種については41単位を超えて修得した単位数、2種については31単位を超えて修得した単位数を充てる。
	教育実践フィールド演習Ⅲ	①	①	
	小学校英語活動	2※	2※	
	人権教育論	2※	2※	
	教育評価	2※	2※	
	教育統計Ⅰ	2※	2※	
	発達神経心理学	2※	2※	
合 計		10	10	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。

4. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり	1種	2種
合 計	9	9

5. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
国語 (書写を含む。)	小学国語 小学書写	1 1 2	1 1 2 2	○は必修科目 2種は、単位のかかっているものから4単位を選択すること。
算数	数学概説	④	④	
生活	生活科概説			
音楽	小学声楽 小学ピアノ 音楽基礎理論 I	① ① ② ① ① ② ① ①	1 1 2 1 1	④
图画工作	小学图画 小学工作 幼児造形の研究			
体育	小学体育 I 小学体育 II スポーツ IA1 スポーツ IC1	① ① ① ①	1 1	
必要単位数		16	4	

6. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	②	②	○は必修科目
教育の基礎理論に関する科目	教育原論 教育思想史 教育心理学 現代教育論	② 2※ ② ②	②	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論 保育内容の研究(健康) 保育内容の研究(人間関係) 保育内容の研究(環境Ⅰ) 保育内容の研究(環境Ⅱ) 保育内容の研究(言葉) 保育内容の研究(表現Ⅰ) 保育内容の研究(表現Ⅱ) 初等授業実践論	② ② ② ② ② ② ② ② ②	2 2 2 2 2 2 2 2 ②	保育内容の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	乳幼児心理学	②	②	
教育実習(事前・事後指導を含む)	幼稚園教育実習	⑤	⑤	小学校教育実習の単位をもってこれにかえることができる。 ただし、小学校教育実習を履修した後に、幼稚園教育実習3単位を履修することが望ましい。
教職実践演習	教職実践演習	②	②	
合計		35	27	

7. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

※ただし、幼稚園2種については、履修する必要はない。

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		1種		
教科又は教職に関する科目	人権教育論 教育評価 教育統計Ⅰ	2※ 2※ 2※		※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
合計		10		「教科に関する科目」で6単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」で35単位を超えて修得した単位数を充てる。

8. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり		
	1種	2種
合計	9	9

9.中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の履修方法

(1)中学校、高等学校(国語科)

「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語音声学	②	②	②	○は必修科目
	日本語表現論	②	②	②	*は選択必修科目
	日本語要説	②	②	②	(*から、中学校は2単位、高等学校は4単位を修得)
	日本語文法論	2*		2*	
	日本語史	2*		2*	
国文学(国文学史を含む。)	日本近代文学論	②	②	②	
	日本古典文学論	②	②	②	
	日本文学史Ⅰ	2 } ②	2 } ②	2 } ②	
	日本文学史Ⅱ	2	2	2	
漢文学	中国思想史Ⅰ	②	②	②	
	中国文学史論	2 } ②	2 } ②	2 } ②	
	中国文学講義	2	2	2	
	中国文学演習Ⅰ	2*		2*	
	中国文学演習Ⅱ	2*		2*	
	中国思想史演習Ⅰ	2*		2*	
	中国思想史演習Ⅱ	2*		2*	
書道(書写を中心とする。)	書写Ⅰ	①	①		
	書写Ⅱ	①	①		
必要単位数		20	18	20	
選択科目	現代日本語論	2		2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
	日本語学演習	2		2	
	日本語史演習Ⅰ	2		2	
	日本語史演習Ⅱ	2		2	
	日本近代文学演習Ⅰ	2		2	
	日本近代文学演習Ⅱ	2		2	
	日本古典文学演習Ⅰ	2		2	
	日本古典文学演習Ⅱ	2		2	
	中国思想史Ⅱ	2		2	
	楷書法	2			
	行草法	2			
	仮名法	2			
	篆隸法	2			
	書論	2			
計		8		16	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	9	9	9

(2)高等学校(書道科)

「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		高 等 学 校			
		1種			
書道(書写を含む。)	書写 I 書写 II 楷書法 行草法 仮名法 篆隸法	① ① ② ② ② ②	① ① ② ② ② ②	○は必修科目	
書道史	書道史		②		
「書論,鑑賞」	書論		②		
「国文学,漢文学」	日本古典文学論 日本近代文学論 日本文学史 I 日本文学史 II 中国思想史 I 中国文学史論	2 2 2 2 2 2	② ② ② ② ② ②		
必要単位数		20			
選択科目	日本近代文学演習 I 日本近代文学演習 II 日本古典文学演習 I 日本古典文学演習 II 中国思想史 II 中国思想史演習 I 中国思想史演習 II 中国文学演習 I 中国文学演習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2	16	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。	
計		16			

「教職に関する科目」

別表 I のとおり	
	高 等 学 校
合 計	23

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり	
	高 等 学 校
合 計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり	
	高 等 学 校
合 計	9

(3)中学校(社会科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		中 学 校			
		1種	2種		
日本史及び外国史	日本史要説	②	②	○は必修科目 ＊は選択必修科目 (＊から2単位を修得)	
	東洋史要説	②	②		
	西洋史要説	②	②		
	日本社会経済史	2*			
	日本近現代史	2*			
地理学(地誌を含む。)	人文地理学	②	②		
	自然地理学	②	②		
	世界地誌	②	②		
	日本の地理と風土	2*			
「法律学,政治学」	法学要論	2	2		
	政治学	2	2		
	国際政治学要論	2*			
「社会学,経済学」	社会学要論	2	2		
	経済学要論	2	2		
	国際経済論	2*			
「哲学,倫理学,宗教学」	倫理学要論	2	2		
	哲学要論 I	2	2		
	哲学要論 II	2*			
必要単位数		20	18		
選択科目	日本史上の市(いち)と都市	2		上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。	
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習 I	2			
	古墳文化研究演習 II	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習 I	2			
	日本前近代史演習 II	2			
	日本近現代史演習 I	2			
	日本近現代史演習 II	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習 I	2			
	東洋史演習 II	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習 I	2			
	西洋中世史演習 II	2			
	西洋近代史演習 I	2			
	西洋近代史演習 II	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2			
	地理学フィールドワーク実習	2			
	国際社会の正義と秩序 I	2			
	国際社会の正義と秩序 II	2	8		
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジアの国際関係論	2			
	東南アジア学演習 I	2			
	東南アジア学演習 II	2			
	現代欧米の法と政治 I	2			
	現代欧米の法と政治 II	2			
	国際関係論演習 I	2			
	国際関係論演習 II	2			

科 目	授 業 科 目	单 位 数		備 考	
		中 学 校			
		1種	2種		
選択科目	法学演習 I	2			
	法学演習 II	2			
	欧米社会経済思想史 I	2			
	欧米社会経済思想史 II	2			
	欧米社会経済思想史演習 I	2			
	欧米社会経済思想史演習 II	2			
	市民社会と倫理	2			
	近代西洋思想	2			
	倫理学演習 I	2			
	倫理学演習 II	2			
	哲学要論 III	2			
	プラトン哲学 I	2			
	プラトン哲学 II	2			
	計	8			

「教職に関する科目」

別表 I のとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	31	25

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	8	4

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	9	9

(4) 高等学校(地理歴史科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数	備 考
		高 等 学 校	
		1 種	
日本史	日本史要説	②	○は必修科目 ＊は選択必修科目 (＊から8単位を修得)
	日本社会経済史	2*	
	日本近現代史	2*	
	文献資料・遺構による交流の考古学	2*	
外国史	東洋史要説	②	
	西洋史要説	②	
	近代ヨーロッパ社会史	2*	
	東アジア国際関係史	2*	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学	②	
	自然地理学	②	
	都市システム論	2*	
地誌	世界地誌	②	日本地誌を含む。
	日本の地理と風土	2*	
必要単位数		20	
選択科目	日本史上の市(いち)と都市	2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
	古墳文化研究演習 I	2	
	古墳文化研究演習 II	2	
	日本前近代史演習 I	2	
	日本前近代史演習 II	2	
	日本近現代史演習 I	2	
	日本近現代史演習 II	2	
	日中交渉史	2	
	朝鮮史	2	
	東洋史演習 I	2	
	東洋史演習 II	2	
	中世ヨーロッパの国家と社会	2	
	近代ヨーロッパの国家と社会	2	
	イギリス政治史	2	
	西洋中世史演習 I	2	
	西洋中世史演習 II	2	
	西洋近代史演習 I	2	
	西洋近代史演習 II	2	
	集落実地調査	2	
	地理学フィールドワーク実習	2	
計		16	

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり		高等学校
合	計	23

### 「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり	
合 計	高等学校 16

## 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IIIのとおり		高等学校
合 計		9

(5) 高等学校(公民科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単位数		備 考
		高 等 学 校	1種	
「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	法学要論	2	②	○は必修科目 *は選択必修科目 (*から 14 単位を修得)
	政治学	2		
	国際政治学要論	2*		
	国際連合論	2*		
	国際社会の正義と秩序 I	2*		
	国際社会の正義と秩序 II	2*		
「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	社会学要論	2	②	○は必修科目 *は選択必修科目 (*から 14 単位を修得)
	経済学要論	2		
	国際経済論	2*		
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学要論	2	②	○は必修科目 *は選択必修科目 (*から 14 単位を修得)
	哲学要論 I	2		
	哲学要論 II	2*		
	市民社会と倫理	2*		
	近代西洋思想	2*		
必修単位数		20		
選択科目	東南アジアの国家と社会	2		上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
	東南アジア国際関係論	2		
	東南アジア学演習 I	2		
	東南アジア学演習 II	2		
	現代欧米の法と政治 I	2		
	現代欧米の法と政治 II	2		
	国際関係論演習 I	2		
	国際関係論演習 II	2		
	法学演習 I	2		
	法学演習 II	2		
	欧米社会経済思想史 I	2		
	欧米社会経済思想史 II	2		
	欧米社会経済思想史演習 I	2		
	欧米社会経済思想史演習 II	2		
	朝鮮政治文化論	2		
	朝鮮現代政治史	2		
	倫理学演習 I	2		
	倫理学演習 II	2		
	哲学要論 III	2		
	プラトン哲学 I	2		
	プラトン哲学 II	2		
計		16		

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり	
	高等学校
合 計	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり

	高等学校
合 計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり

	高等学校
合 計	9

(6)中学校,高等学校(数学科)

「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中学校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
代数学	代数学基礎 I	②	②	②	○は必修科目 ＊は選択必修科目 (＊から10単位を修得)
	代数学基礎 II	2*		2*	
	代数学 I	2*		2*	
	代数学 II	2*		2*	
	代数学 III	2*		2*	
	代数学 IV	2*		2*	
幾何学	幾何学基礎 I	②	②	②	
	幾何学基礎 II	2*		2*	
	幾何学 I	2*		2*	
	幾何学 II	2*		2*	
	幾何学 III	2*		2*	
	幾何学 IV	2*		2*	
解析学	解析学基礎 I	②	②	②	
	解析学基礎 II	2*		2*	
	解析学 I	2*		2*	
	解析学 II	2*		2*	
	解析学 III	2*		2*	
	解析学 IV	2*		2*	
「確率論,統計学」	確率論基礎	②	②	②	
	統計学基礎	2*		2*	
	確率論	2*		2*	
	統計学	2*		2*	
コンピュータ	コンピュータ I	②	②	②	
	コンピュータ II	2*		2*	
必要単位数		20	10	20	
選択科目	代数学研究基礎	2	8	2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
	代数学領域研究 I	2		2	
	代数学領域研究 II	2		2	
	幾何学研究基礎	2		2	
	幾何学領域研究 I	2		2	
	幾何学領域研究 II	2		2	
	解析学研究基礎	2		2	
	解析学領域研究 I	2		2	
	解析学領域研究 II	2		2	
	統計学研究基礎	2		2	
	統計学領域研究 I	2		2	
	統計学領域研究 II	2		2	
計		8	4	16	

「教職に関する科目」

別表 I のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	9	9	9

(7) 中学校、高等学校(理科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高等學校	
		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論 I	①	1	①	○は必修科目
	物理学通論 II	①	1	②又は①	
	物理学通論 III	①	1	①	
	物理学通論 IV	①		①	
化学	化学通論 I	①	1	①	
	化学通論 II	①	1	②又は①	
	化学通論 III	①	1	①	
	化学通論 IV	①		①	
生物学	生物学通論 I	①	1	①	
	生物学通論 II	①	1	②又は①	
	生物学通論 III	①	1	①	
	生物学通論 IV	①		①	
地学	地学通論 I	①	1	①	
	地学通論 II	①	1	②又は①	
	地学通論 III	①	1	①	
	地学通論 IV	①		①	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学基礎実験 I	①	①	1	
	物理学基礎実験 II			1	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学基礎実験 I	1	1	1	
	環境化学実験 I	1	1	1	
	化学基礎実験 II	1	1	1	
	環境化学実験 II	1	1	1	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験 I	1	1	1	
	生物学実験 I	1	1	1	
	生物学基礎実験 II	1	1	1	
	生物学実験 II	1	1	1	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学基礎実験 I	1	1	1	
	地学実験 I	1	1	1	
	地学基礎実験 II	1	1	1	
	地学実験 II	1	1	1	
必要単位数		20	10	20	
選択科目	力学	2	2	2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
	電磁気学	2	2	2	
	原子物理	2	2	2	
	固体物理	2	2	2	
	放射線科学	2	2	2	
	物質環境科学	2	2	2	
	無機化学	2	2	2	
	物理化学	2	2	2	
	有機化学	2	2	2	
	分析化学	2	2	2	
	植物分類学	2	2	4	
	動物生理学	2	2	2	
	生命科学	2	2	2	
	分子生物学	2	2	2	
	動物生態学	2	2	2	
	フィールド生物学	2	2	2	
	地球環境科学	2	2	2	
	進化古生物学	2	2	2	
	岩石鉱物学	2	2	2	
	天文学	2	2	2	
	地学巡検	2	2	2	
計		8	4	16	

「教職に関する科目」

別表 I のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(8)中学校,高等学校(音楽科)

「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	单 位 数			備 考
		中学校		高等學校	
		1種	2種	1種	
ソルフェージュ	ソルフェージュ I ソルフェージュ II	① ①	① ①	① ①	○は必修科目 *は選択必修科目 (*から3単位を修得)
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽 I 声楽 II 声楽 III 声楽 IV 声楽 V 声楽 VI 声楽 VII 合唱 日本伝統音楽実習 II	① 1*	① 1*	① 1*	番号順(I, II, …)に履修することが望ましい。
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	ピアノ I ピアノ II ピアノ III ピアノ IV ピアノ V ピアノ VI ピアノ VII 器楽 I 器楽 II 合奏 伴奏法 I 伴奏法 II 日本伝統音楽実習 I	① 1*	① 1*	① 1*	
指揮法	指揮法 I 指揮法 II	① 1*	① ①	① ①	
音楽理論,作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	音楽基礎理論 II 音楽理論演習 I 音楽理論演習 II 音楽理論演習 III 音楽理論演習 IV 作曲法 編曲法 音楽史 I 音楽史 II 日本・民族音楽概説	① 1*	① 1*	① 1*	
必要単位数		20	16	20	
選択科目	音楽学課題研究 音楽教育実践論	1] 2] 8		1] 2] 8	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。
計		8		16	

「教職に関する科目」

別表 I のとおり	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(9)中学校、高等学校(美術科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
絵画(映像メディア表現を含む。)	素描 I	②		②	○は必修科目 ＊は選択必修科目 (＊から2単位を修得)
	日本画	②	②	②	
	西洋画	②		②	
彫刻	彫刻	②	2	②	
	基礎彫刻	2*		②	
デザイン(映像メディア表現を含む。)	デザイン	②	②	②	
	基礎デザイン	2*		②	
	総合デザイン	2*		②	
工芸	窯芸	②	2	②	
	木工工芸	②			
	染織工芸	②			
美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	世界の美術	②	②	②	
	総合美術理論	2*		②	
必要単位数		20	10	20	
選択科目	素描 II	2	2	2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることはできる。 ただし、窯芸、木工工芸、染織工芸の授業科目は、高等学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
	素描 III	2	2	2	
	基礎日本画	2	2	2	
	応用日本画	2	2	2	
	日本画特別実習	2	2	2	
	基礎西洋画	2	2	2	
	応用西洋画	2	2	2	
	西洋画特別実習	2	2	2	
	応用彫刻	2	2	2	
	彫刻特別実習	2	2	2	
	応用デザイン	2	2	2	
	デザイン特別実習	2	2	2	
	グラフィックス	2	2	2	
	応用美術理論	2	2	2	
	基礎美術理論演習	2	2	2	
	応用美術理論演習	2	2	2	
	総合美術理論演習	2	2	2	
	日本画概論	2	2	2	
	彫刻概論	2	2	2	
	美術理論特別講義	2	2	2	
	基礎窯芸	2	2		
	応用窯芸	2	2		
	窯芸特別実習	2	2		
	陶磁特別演習 I	2	2		
	陶磁特別演習 II	2	2		
	基礎木工工芸	2	2		
	応用木工工芸実習	2	2		
	木工工芸特別実習	2	2		
	金工工芸	2	2		
	基礎金工工芸	2	2		
	応用金工工芸 I	2	2		
	応用金工工芸 II	2	2		
	総合金工工芸	2	2		
	金工工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸 I	2	2		
	応用染織工芸 II	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
計		8	4	16	

「教職に関する科目」

別表 I のとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(10)高等学校(工芸科)

## 「教科に関する科目」

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり		高等学校
	合計	23

### 「教科又は教職に関する科目」

別表IIのとおり	高等学校
合計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IIIのとおり		高等学校
合計		9

(11)中学校、高等学校(保健体育科)

## 「教科に関する科目」

### 「教職に関する科目」

別表 I のとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅲのとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(12)中学校(技術科)

## 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		中 学 校		
		1種	2種	
木材加工(製図及び実習を含む。)	生活機器製図概論 木工工芸概論 応用木工工芸	② ② ②	② ② ②	○は必修科目
金属加工(製図及び実習を含む。)	金属加工学	②	②	
機械(実習を含む。)	機械工学実習 福祉メカトロニクス I	② ②	② ②	
電気(実習を含む。)	ヒューマンエレクトロニクス I 電気基礎実習	② ②	② ②	
栽培(実習を含む。)	栽培学	②	②	
情報とコンピュータ(実習を含む。)	環境情報処理論 プログラミング演習 I	② ②	② ②	
必要単位数		22	22	
選択科目	生活環境電磁気学 回路理論 電気数学 工業力学 ヒューマンエレクトロニクス II ヒューマンエレクトロニクス実験 エネルギー環境論 流体工学 環境電気機器概論 環境電気機器実験 環境システム制御 福祉メカトロニクス II 福祉メカトロニクス実験 プログラミング演習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6	
計		6		

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり	中学校1種	中学校2種
合 計	31	25

### 「教科又は教職に関する科目」

別表IIのとおり	中学校1種	中学校2種
合 計	8	4

### 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IIIのとおり	中学校1種	中学校2種
合 計	9	9

(13)高等学校(工業)

## 「教科に関する科目」

「教科に関する科目」		授業科目	単位数	備考
免許法施行規則に定める科目区分等			高等学校	
科目	<td data-kind="ghost"></td> <td>1種</td> <th data-kind="ghost"></th>		1種	
工業の関係科目	生活環境電磁気学	②	○は必修科目	
	電気基礎実習	②		
	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	②		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	②		
	福祉メカトロニクスⅠ	②		
	エネルギー環境論	②		
	機械工学実習	②		
	環境情報処理論	②		
	プログラミング演習Ⅰ	②		
	職業指導	②		
必要単位数		20		
選択科目	電気数学	2	16	
	回路理論	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	住環境材料工学	2		
	流体工学	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
計		16		

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり	高等学校
合 計	23

## 「教科又は教職に関する科目」

別表IIのとおり	高等学校
合計	16

## 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IIIのとおり	高等学校
合計	9

(14)中学校、高等学校(家庭科)

### 「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考	
		中学校		高 等 学 校		
		1種	2種	1種		
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	現代社会の家族 生活経済学	② ②	② ②	② ②	○は必修科目	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学 服飾文化論 被服衛生学 衣生活材料学	② 2 2 2	② 2 2 2	② 2 2 2		
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学 栄養学 食品学	② ② ②	② ② ②	② ② ②		
住居学(製図を含む。)	住宅デザイン論	②	②	②		
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学 I	②	②	②		
家庭電気・機械及び情報処理	生活環境機器 情報処理演習 II A			② ②		
必要単位数		20	14	22		
選択科目	生活経営論 老年家族学 被服衛生学演習 服飾制作実習 服飾制作基礎実習 食品・栄養学実験 調理文化論 調理学実験 食生活実習 フードコーディネイト実習 生活環境化学 生活環境デザイン 保育学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることができる。 ただし、生活環境機器及び情報処理演習 II A の授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
計			8		14	

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり

合計	中学校1種	中学校2種	高等学校
31	25	23	

### 「教科又は教職に関する科目」

別表IIのとおり

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

〔教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〕

別表IIIのヒヤリ

	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	○	○	○

(15)中学校、高等学校(英語科)

「教科に関する科目」

科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高等學校	
		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論 I	②	②	②	○は必修科目  1～IVの授業科目 科目については番号の 順に履修することが 望ましい。
	英語音声学 I	2		2	
	英語音声学演習 I	1		1	
	英語学演習 I	1	③	1	
	英語史 I	2		2	
	英文法演習 I	1		1	
英米文学	近代欧米文学論 I	②		②	1～IVの授業科目 科目については番号の 順に履修することが 望ましい。
	英米文学講読 I	1		1	
	英米文学講読 II	1		1	
	英文学演習 I	1	③	1	
	英文学演習 II	1		1	
	英文学史 I	2		2	
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論	②	②	②	1～IVの授業科目 科目については番号の 順に履修することが 望ましい。
	英語オーラルコミュニケーション I	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーション II	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーション III	1	1	1	
	英語パブリックスピーキング I	1	④	1	
	英語パブリックスピーキング II	1	1	1	
	英語論文構成 I	1	1	1	
	英語論文構成 II	1	1	1	
異文化理解	欧米文化論	②	②	②	
	英米文化事情 I	1		1	
	欧米文化論演習 I	1	②	1	
	欧米文化論演習 II	1		1	
	異文化理解 I	1		1	
必要単位数		20	10	20	
選択科目	英語学概論 II	2	2	2	上欄で必要単位数を超えて修得した単位については、この欄の単位とすることはできる。 この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
	英語学演習 II	1	1	1	
	英語学演習 III	1	1	1	
	英語史 II	2	2	2	
	英語音声学 II	2	2	2	
	英語音声学演習 II	1	1	1	
	英語音声学演習 III	1	1	1	
	英文法演習 II	1	1	1	
	英文法演習 III	1	1	1	
	英米文学講読 III	1	1	1	
	英米文学講読 IV	1	1	1	
	近代欧米文学論 II	2	8	2	
	英文学史 II	2	2	2	
	英文学演習 III	1	1	1	
	英米文化事情 II	1	1	1	
	欧米文化論演習 III	1	1	1	
	欧米文化論演習 IV	1	1	1	
	英作文演習 I	1	1	1	
	英作文演習 II	1	1	1	
	日英異文化コミュニケーション I	2	2	2	
	日英異文化コミュニケーション II	2	2	2	
	異文化理解 II	1	1	1	
	異文化理解 III	1	1	1	
計		8	4	16	

「教職に関する科目」

別表 I のとおり

	中学校1種	中学校2種	高等學校
合 計	31	25	23

「教科又は教職に関する科目」

別表 II のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表 III のとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(16)高等学校(情報)

### 「教科に関する科目」

## 「教職に関する科目」

別表 I のとおり	高等学校
合 計	23

## 「教科又は教職に関する科目」

別表IIのとおり	高等学校
合計	16

### 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IIIのとおり	高等学校
合 計	9

10.特別支援学校教諭免許状(知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域及び病弱者に関する教育の領域)を取得する場合の、特別支援教育に関する科目的履修方法

免許法施行規則に定める科目区分	単位数 一 種	単位数 二 種	左記に対応する開設 授業科目	一 種		二 種			
				単位数		単位数			
				免許必修	選択	免許必修	選択		
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2		2		障害児教育総論		2	2	A
知的障害者 に関する教 育の領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	1 2 4 16 2 1 2	1	2	知的障害児心理学	2	2	B
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	2	知的障害者の生理・病理		*2	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目					知的障害教育	2	2	
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					障害児学習指導法 I	2	2	
						障害者心理治療法	2	2	
						障害児心理検査法		*2	
						知的障害児心理学演習		*2	
肢体不自由 者に関する 教育の領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	1 2 4 16 1 2	1	8	肢体不自由者の生理・病理	2	2	C
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	2	障害児学習指導法 II	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1		1	2	病弱者・情緒障害者の生理・病理	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	2	障害児学習指導法 III	2	2	
病弱者に關 する教育の 領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	5 3	1	3	障害児心理学	2	2	D
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		2	3	視覚障害者の生理・病理		*2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1		1	3	聴覚障害者の生理・病理		*2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	3	LD等教育指導論	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1		2	3	重複障害教育論	2	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1	3	聴覚障害者教育指導論		*2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1		2	3	特別支援学校参観		*1	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		5 3			障害児心理学実験		*1	E
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目								
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3		3	3	障害児教育実習	3	3	F
合 計		26	16		27				

① 領域や一種、二種に限らずA,E,Fは、必修科目を必ずとらなければならない。

② 領域(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)については、下記のとおり取得しなければならない。

ア) 一種の場合(一種の欄を見ること。)

・3領域の場合は、B,C,Dの必修科目すべてを取得しなければならない。

・2領域の場合は、B(必修8単位及び選択4単位)を取得し、C(4単位)またはD(4単位)を取得しなければならない。

イ) 二種の場合(二種の欄を見ること。)

・3領域の二種はない。

・2領域の場合は、B(必修8単位)とC(4単位)、B(必修8単位)とD(4単位)または、C(4単位)とD(4単位)を取得しなければならない。

・1領域の場合は、Bの必修8単位を取得しなければならない。

別表 I 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	②	②	②	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論 教育思想史 教育心理学 現代教育論	② 2※ ② ②	② ② ② ②	② 2※ ② ②	○は必修科目 ※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法は、次の別表 I a に示した。  道徳教育の理論と方法 特別活動の理論と方法 教育方法学概説 授業実践論 視聴覚教育	6以上  ② ② 2 } ② 2 } ② 2※	2以上  ② ② 2 } ② 2 } ② 2※	2以上  ② ② 2 } ② 2 } ② 2※	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 教育相談(進路指導を含む。)	② ②	② ②	② ②	
教育実習(事前・事後指導を含む。)	中学校教育実習 高等学校教育実習	⑤	⑤	③	中学校教育実習を履修した場合は、高等学校教育実習を履修する必要はない。 但し、情報は除く。
教職実践演習	教職実践演習	②	②	②	
合計		31以上	25以上	23以上	

別表 I a 各教科の指導法

教 科	授 業 科 目	単 位	单 位 数		高 等 学 校	備 考		
			中 学 校					
			1種	2種				
国 語 科	中等国語科教育法 I 中等国語科教育法 II 中等国語科教育法 III 国語科教育学 国語教育学演習	2 2 2 2 2	② ② ②  2 2	②  2 2	② 2 2 2 2			
	計		6	2	4			
社 会 科	中等社会科教育法 I(社会・地歴) 中等社会科教育法 II(社会・地歴) 中等社会科教育法 III(社会・公民) 中等社会科教育法 IV(社会・公民) 社会科教育学 社会科教育学演習	2 2 2 2 2 2	② ② 2 2  2 2	2 2 2 2  2	② ② ② ② ② ②	地歴 公民		
	計		6	4	4			
数 学 科	数学科教育法 I 数学科教育法 II 数学科教育法 III 数学教育学 数学教育学演習	2 2 2 2 2	② ② ②  2	②	②			
	計		6	2	2			
理 科	中等理科教育法 I 中等理科教育法 II 中等理科教育法 III 中等理科教育法 IV 中等理科教育法 V 中等理科教育法 VI 理科教育学 理科教育学演習 理科教育学実験	1 1 1 1 1 1 2 2 2	① ① 1 1 1 1 2  2	①  1 1 1 1 1 1	①  1 1 1 1 1 1	①  ① ①		
	計		6	2	2			
音 楽 科	中等音楽科教育法 I 中等音楽科教育法 II 音楽教育学	2 2 2	② ② ②	②	②			
	計		6	2	2			
美 術 科	中等美術科教育法 I 中等美術科教育法 II 中等美術科教育法 III 美術教育学 美術教育学演習	2 2 2 2 2	② ② ②  2	②	②			
	計		6	2	2			
保健体育科	保健体育科教育法 I 保健体育科教育法 II 保健体育科教育法 III 保健体育教育学 保健体育教育学演習	2 2 2 2 2	② ② ②  2	②	②			
	計		6	2	2			
家 庭 科	中等家庭科教育法 I 中等家庭科教育法 II 中等家庭科教育法 III 家庭科教育学 家庭科教育学演習	2 2 2 2 2	② ② ②  2	②	②			
	計		6	2	2			
技 術 科	技術科教育法 I 技術科教育法 II 技術教育学 技術教育学演習	2 2 2 2	② ② 2 2	② ② ②				
	計		6	2	2			

教 科	授 業 科 目	单 位	单 位 数		高 等 学 校	備 考		
			中 学 校					
			1種	2種				
英 語 科	英語科教育法 I	2	(2)	(2)	(2)			
	英語科教育法 II	2	(2)		2			
	英語科教育法 III	2	2	2	2	(2)		
	英語教育学	2	2		2			
	英語教育学演習	2			2			
計			6	2	4			
書道科	書道科教育法	2			(2)			
	国語科書写教育学	2			2			
計					2			
工芸科	工芸科教育法 I	2			(2)			
	工芸科教育法 II	2			2			
計					2			
工業科	工業科教育法 I	2			(2)			
	工業科教育法 II	2			2			
計					2			
情報科	情報科教育法 I	2			(2)			
	情報科教育法 II	2			(2)			
計					4			

別表Ⅱ 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科 目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
	人権教育論	2※	2※	2※	※この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育評価	2※	2※	2※	最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」を充てる。
	教育統計 I	2※	2※	2※	最低修得単位数は以下のとおりとする。 ●「教科に関する科目」 中学校1種:20単位 中学校2種:10単位 高等学校1種:20単位
合 計		8	4	16	●「教職に関する科目」 中学校1種:31単位 中学校2種:21単位 高等学校1種:23単位

別表III 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

#### 教員免許状以外の資格の取り方

## 1. 社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的、技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の経験を有する者でなければならない。

(社会教育法第9条の4)

(2) 社会教育に関する科目の履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
生涯学習概論	4	社会教育概論 I	2	
		社会教育概論 II	2	
社会教育計画	4	社会教育計画 I	2	
		社会教育計画 II	2	
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4	生涯教育演習	2	
		社会教育実習	2	
社会教育特講  (社会教育特講 I)  (社会教育特講 II)  (社会教育特講 III)	12	高齢化と生涯教育	2	
		国際化と生涯教育	2	4
		人権意識論	2	
		視聴覚教育	2	
		生涯スポーツ論	2	
		博物館学 I	2	
		野外活動概論	2	4
		カウンセリング	2	
		病弱者・情緒障害者の生理・病理	2	
		教育心理学	2	
		レクリエーション概論	2	
		国際政治学要論	2	
		人権教育論	2	
		心の健康	2	
		健康福祉スポーツボランティア活動	2	
		現代教育論	2	4
		教育方法学概説	2	
		教育社会学	2	
		博物館学 III	2	
		スポーツ行政	2	
		環境行政	2	
	24		24	

## 2. 学芸員の資格の取り方

- (1) 学芸員は、博物館資料の収集、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし、その資格の取得のためには学士の学位を有し、かつ大学において文部科学省で定める博物館に関する科目的単位を修得しなければならない。(博物館法第5条)
- (2) 博物館に関する科目的履修は次の表による。

博物館法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
生涯学習概論	2	社会教育概論Ⅰ	2	※「博物館教育論」を履修する場合は、「現代教育論」を修得済又は履修中であること。
博物館概論	2	博物館学Ⅰ	2	
博物館経営論	2	博物館学Ⅱ	2	
博物館資料論	2	博物館学Ⅲ	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	
博物館教育論	2	現代教育論	2	
		博物館教育論	1	
博物館情報・メディア論	2	デジタル表現Ⅰ	2	
博物館実習	3	博物館実習(学内実習,学外実習)	3	
文化史	4	日本史要説 東洋史要説 西洋史要説 日本近現代史	2 2 2 2	必ず1年次から履修し始めること。博物館実習に行く前に『博物館学Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ』を履修済でなければならない。 博物館学Ⅲを履修する際には、博物館学Ⅰ,Ⅱのいずれかを履修済か履修中であることが望ましい。
美術史		世界の美術 応用美術理論 総合美術理論	2 2 2	
考古学		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
自然科学史		科学者と歴史	2	
化学		無機化学 有機化学	2 2	
生物学		植物分類学	2	
地学		岩石鉱物学 天文学	2 2	
合 計	23		24	

### 3. 社会福祉士の受験資格の取り方

- (1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは、大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目的単位を修得しなければならない。
- (2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目は次の表による。

指 定 科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
心理学理論と心理的支援	心理学理論と心理的支援	2	
社会理論と社会システム	社会理論と社会システム	2	
現代社会と福祉	現代社会と福祉 I	2	
	現代社会と福祉 II	2	
社会調査の基礎	社会調査の基礎	2	
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職 I	2	
	相談援助の基盤と専門職 II	2	
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法 I	2	
	相談援助の理論と方法 II	2	
	相談援助の理論と方法 III	2	
	相談援助の理論と方法 IV	2	
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法 I	2	
	地域福祉の理論と方法 II	2	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画 I	2	
	福祉行財政と福祉計画 II	2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	1	
社会保障	社会保障 I	2	
	社会保障 II	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援と介護保険制度 I	2	
	高齢者に対する支援と介護保険制度 II	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	2	
保健医療サービス	保健医療サービス	2	
就労支援サービス	就労支援サービス	1	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	1	
更生保護制度	更生保護制度	1	
相談援助演習	相談援助演習 I	2	
	相談援助演習 II	2	
	相談援助演習 III	2	
	相談援助演習 IV	2	
	相談援助演習 V	2	
相談援助実習指導	相談援助実習指導 I	1	
	相談援助実習指導 II	1	
相談援助実習	相談援助実習	4	
合 計		68	

#### 4. 公認スポーツ指導者の資格の取り方

本学はスポーツ指導者養成講習会免除適応コース承認校である。下表にあげるスポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）を修得することにより、財団法人日本体育協会で開催する養成講習会における共通科目（段階Ⅰ～Ⅲ）の講習及び試験に相当する部分が免除となる。公認スポーツ指導者資格の履修手順は次のとおりである。

- (1) スポーツ指導者資格対応の履修を志望するものは3年次前学期に文化教育学部教務担当まで届け出なければならない。
- (2) 下表にある①～⑩並びにⒶⒷⒸの科目をすべて所定のとおり履修修得しなければならない。
- (3) 所定の手続き申請を経て授与される指導員ならびにコーチの共通科目修了証は、卒業後保管のこと。
- (4) 受講者は別途、財団法人日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を受け合格した後にスポーツ指導者資格を得る。

スポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）			
共通科目（指導・コーチ）	文化教育学部開講の科目履修	単位数	備考
1. スポーツ社会学	①スポーツ社会学 ②体育原理 ③スポーツ文化論	2 2 2	
2. スポーツ指導論	④保健体育科教育法Ⅰ ⑤保健体育科教育法Ⅱ ⑥運動学 ⑦コーチング理論・実習 ⑧安全教育	2 2 2 2 2	
3. スポーツ心理学	⑨スポーツ心理学	2	
4. スポーツ経営学	⑩スポーツ経営学	2	
5. スポーツ生理学	⑪スポーツ工学 ⑫スポーツ測定評価 ⑬運動生理学	2 2 2	
6. スポーツと栄養	⑭栄養学	2	
7. トレーニング科学	⑮運動処方 ⑯トレーニング科学 ⑰トレーニング理論・実習	2 2 2	
8. スポーツ医学	⑱救急処置 ⑲スポーツ医学	2 2	
9. 地域におけるスポーツ行政	⑳スポーツ行政	2	
10. スポーツ理論・実習	Ⓐ②種目以上にわたるスポーツⅠ・Ⅱ・演習を系列履修のこと ⒷスポーツA～Dの実技科目Ⅰ・Ⅱから履修のこと ⒸスポーツⅡA1（体操）	8 6以上 1	同一種目のⅠ・Ⅱ・演習の履修は学年進行順に履修のこと 「体力の維持・向上」の観点より履修のこと

## 5. 健康運動指導士認定講習科目の履修の仕方

本学は健康運動指導士養成校である。下表にあげる健康運動指導士養成カリキュラムに対応する本学部開講科目を修得することにより、財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士認定試験の受験資格を得ることができる。健康運動指導士資格の取得手順は次のとおりである。

- (1) 健康運動指導士認定試験の受験を志望するものは4年次前学期までに文化教育学部教務担当まで届け出なければならない。
- (2) 健康運動指導士認定試験の受験を志望するものは、下表にある①～⑩の科目をすべて所定のとおり履修修得しなければならない。
- (3) 健康運動指導士認定試験は年2回実施されている。志願者は、卒業見込み証明書または卒業証明書及び成績証明書を伴い、所定の手続きを経ることによって受験することができる。
- (4) 健康運動指導士認定試験に合格し、登録の申請をした者は健康運動指導士台帳に登録され、健康運動指導士の称号を取得することができる。

### ◎健康運動指導士養成カリキュラム

養成講習科目	文化教育学部開講の科目履修	単位数	備考
1. 健康づくり施策概論	①健康福祉計画 ②衛生・公衆衛生学 ③人体の構造と機能及び疾病	2 2 2	
2. 健康管理概論	④健康教育概論	2	
3. 生活習慣病（成人病）	⑤保健医療サービス	2	
4. 運動生理学	⑥解剖・生理学 ⑦運動生理学	2 2	
5. 機能解剖とバイオメカニクス (運動・動作の力源)	⑧スポーツ工学 ⑨運動学	2 2	
6. 健康づくり運動の理論	⑦運動生理学 ⑩トレーニング科学 ⑪運動処方	2 2 2	
7. 運動障害と予防	⑫スポーツ医学	2	
8. 体力測定と評価	⑬スポーツ測定評価 ⑪運動処方	2 2	
9. 健康づくり運動の実際	⑭スポーツⅡA 1 ⑮フィットネス ⑯スポーツⅠC 1 ⑰小体育 I ⑱就業体験実習	1 1 1 1 2	
10. 救急処置	⑯救急処置	2	
11. 運動プログラムの管理	⑪運動処方 ⑳ヘルスプロモーション実習 I ㉑ヘルスプロモーション実習 II	2 1 1	
12. 運動負荷試験	⑪運動処方 ㉒トレーニング理論・実習	2 2	
13. 運動行動変容の理論と実際	㉐ヘルスプロモーション実習 I ㉑ヘルスプロモーション実習 II	1 1	
14. 運動と心の健康増進	㉓精神保健	2	
15. 栄養摂取と運動	㉔栄養学	2	

## 6. レクリエーション・インストラクター資格の取り方

- (1) レクリエーション・インストラクターは、余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み、社会福祉や企業、学校などあらゆる領域で、コミュニケーション・ワークの援助を中心に、レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は、財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。
- (2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

日本レクリエーション協会が指定する科目		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目		備 考	
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
レクリエーション理論	2	レクリエーション概論	2		
レクリエーション実技	2	レクリエーション実習	2		
レクリエーション現場実習	学外実習	2／3	教育実習 又は 相談援助実習	2～5 6	教育実習は、小学校、中学校、高等学校、障害児、幼稚園のいずれの実習でもよい。なお、教育実習又は相談援助実習を履修しない場合は、日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。
	事業参加	1／3			レクリエーション協会主催・共催事業への参加3回で1／3単位となる。レクリエーション概論の授業担当教員から「事業参加記録カード」をもらって、事業主催者の参加証明印を受領のうえ、同教員に提出すること。
合計		5			